

## 1 国際共同研究の概要及び意義・必要性など

本研究計画調書は「中区分」の審査区分で審査されます。記述に当たっては、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（公募要領81頁参照）を参考にすること。

本欄には、主として研究代表者が海外の研究機関等に直接出向いて実施する研究計画を中心として、本国際共同研究の概要とその意義・必要性を3頁以内で記述すること。

冒頭にその概要を簡潔にまとめて記述し、本文には、なぜ海外の研究機関等へ直接出向いて国際共同研究を実施する必要があるか、国内外の研究動向等も踏まえ、その意義や必要性について具体的かつ明確に記述すること。

### （概要）

### （本文）

#### ※留意事項①：

1. 国際共同研究強化（B）は審査区分表の中区分を活用し、広い分野の委員構成で多角的視点から審査が行われることに留意の上、研究計画調書を作成すること。
2. 公募要領10頁の趣旨及び対象を十分に確認した上で研究計画調書を作成すること。

#### ※留意事項②：

1. 作成に当たっては、研究計画調書作成・記入要領を必ず確認すること。
2. 本文全体は11ポイント以上の大きさの文字等を使用すること。
3. 各頁の上部のタイトルと指示書きは動かさないこと。
4. 指示書きで定められた頁数は超えないこと。なお、空白の頁が生じても削除しないこと。
5. 本留意事項（斜体の文章）は、研究計画調書の作成時には削除すること。

【1 国際共同研究の概要及び意義・必要性など（つづき）】

【1 国際共同研究の概要及び意義・必要性など（つづき）】

## 2 国際共同研究の研究目的、研究方法など

本欄には、本国際共同研究の目的と方法などについて、3頁以内で記述すること。

(1)本国際共同研究の学術的背景、研究課題の核心をなす学術的「問い」、(2)本国際共同研究の目的および学術的独自性と創造性、(3)本国際共同研究で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか、について、日本側研究者の渡航計画（渡航する者、渡航期間、海外で実施する研究内容）を含め、国際共同研究の全体構想が明確になるように記述すること。

また、本国際共同研究における研究代表者、研究分担者の具体的な役割を記述すること。特に、参画している若手研究者が、研究計画の中で海外においてどのような役割を果たすのかを明確に記載すること。また、ポスドクや大学院生等が研究協力者として参画する場合にはその具体的な役割を記述すること。

【2 国際共同研究の研究目的、研究方法など（つづき）】

【2 国際共同研究の研究目的、研究方法など（つづき）】

### 3 海外共同研究者の役割及び準備状況

本欄には、(1)本国際共同研究における海外共同研究者の役割や研究内容、(2)本国際共同研究の実施に向けた海外共同研究者との準備状況、(3)海外共同研究者のこれまでの研究活動や主な研究業績（論文等）、について2頁以内で記述すること。

【3 海外共同研究者の役割及び準備状況（つづき）】

#### 4 応募者の研究遂行能力及び研究環境

本欄には、応募者（研究代表者、研究分担者）の研究計画の実行可能性を示すため、(1)これまでの研究活動、(2)研究環境（研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む）について2頁以内で記述すること。

「(1)これまでの研究活動」の記述には、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めてもよい。

##### ※留意事項

1. 研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）は、網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明する上で、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。
2. 研究業績の記述に当たっては、当該研究業績を同定するに十分な情報を記載すること。  
例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年（西暦）、著書の場合はその書誌情報、など。
3. 論文は、既に掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限って記載すること。
4. 本留意事項（斜体の文書）は、研究計画調書の作成時には削除すること。

【4 応募者の研究遂行能力及び研究環境（つづき）】

**5 人権の保護及び法令等の遵守への対応（公募要領4頁参照）**

本欄には、本研究を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む）に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置を、1頁以内で記述すること。

個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む）、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

該当しない場合には、その旨記述すること。